

(電子メール施行)
教 特 第1022号
教 高 第1070号
平成24年4月2日

各 県 立 学 校 長 様

特別支援教育課長
高校教育課長

特別支援教育にかかる総合的な支援体制整備について

本県における特別支援教育の推進について、平素から格別のご尽力をいただき感謝申し上げます。

平成19年4月に学校教育法等が一部改正され、盲学校、聾学校、養護学校の特別支援学校への一本化並びに各地域におけるセンター的機能の義務化、小中学校等におけるLD、ADHD等を含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育の実施が規定され、特別支援教育がスタートしました。同時に文部科学省初等中等教育局長より「特別支援教育の推進について」(平成19年4月1日付け19文科初第125号)が通知され、本県においても、その周知等を図るため、「兵庫県における特別支援教育の推進について」(平成19年4月1日付け教義第1468号、教特第1151号、教高第1524号)を各関係機関等に通知し、さらに翌年には、幼稚園、高等学校の特別支援教育体制整備を推進するために、各公立幼稚園に「公立幼稚園における特別支援教育を行うための体制整備について」(平成20年4月1日付け教義第1142号、教特第1034号)を通知するとともに、高等学校に「県立高等学校等における特別支援教育を行うための体制整備について」(平成20年4月1日付け教特第1033号、教高第1121号)を通知しました。

県としましては、平成19年に「兵庫県特別支援教育推進計画」を策定し、平成23年度までの5年間にわたり、県立特別支援学校の整備推進、学校におけるLD・ADHD等の理解と支援、後期中等教育の充実、特別支援教育にかかる教職員の専門性の向上を柱として特別支援教育を推進してきました。また、特に特別支援教育の支援体制については、文部科学省から「特別支援教育体制総合推進事業」の研究指定を受け、市町を中心とした体制整備を進めてまいりました。

平成19年度から5年間にわたる取組によって、特別支援教育に係る学校園の校内体制は概ね整備されたと評価しているところです。しかしながら、国においては、障害者権利条約の理念を踏まえたインクルーシブ教育システム構築に向けた検討が行われており、今後も引き続き体制の整備を進め、幼児児童生徒への具体的な支援の充実を一層図っていく必要があると考えております。

つきましては、下記のとおり県においても特別支援教育の充実のための取組を進めることとしておりますので、引き続き特別支援教育の体制整備・充実について留意願います。

1 広域特別支援連携協議会の設置（県）

特別支援教育関係者並びに関係部局等からなる広域特別支援連携協議会を県において設置し、下記の項目について協議を行うとともに、各地域や市町の特別支援連携協議会の取組について助言を行い、県下の特別支援教育の一層の充実を図る。

- ・ 県下各地域の特別支援教育の充実に向けた取組の現状と課題
- ・ 県下各学校園における支援体制の整備
- ・ 地域支援のネットワークに関する連絡調整
- ・ 各地域・市町特別支援連携協議会の連携の在り方
- ・ 個人情報取扱いを含めた個別の教育支援計画の在り方

2 地域特別支援連携協議会の設置（県）

県下6教育事務所及び3教育振興室に特別支援教育関係者並びに関係部局等からなる地域特別支援連携協議会を設置し、下記の項目について協議を行い、特別支援教育の充実を図る。なお、地域の実情に応じた推進の現状と課題について県における広域特別支援連携協議会へ報告する。

- ・ 発達障害を含めた障害のある幼児児童生徒への域内の総合的支援体制の整備
- ・ 市町特別支援連携協議会及び中学校区等を基礎単位とする特別支援教育コーディネーターネットワーク会議との連携
- ・ 地域における支援体制整備に伴う関係機関との連絡調整

3 市町特別支援連携協議会の設置（市町）

市町教育委員会は、健康福祉部所管の「市町発達障害児支援連絡会議」との連携・調整を図り、「市町特別支援連携協議会」を設置し、下記の項目について協議を行い、特別支援教育の充実に努める。

- ・ 特別支援教育の充実に向けた地域における支援の在り方
- ・ 保健、福祉、労働関係機関と緊密な連携に基づく地域支援のネットワークづくりのための連絡調整
- ・ 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への乳幼児期から成人期までの一貫した支援を行うための「発達障害者サポートファイル（個別の就学サポート計画・個別の教育支援計画）」等の作成及び効果的な活用
- ・ 就学に関わる課題の整理及び各学校園への指導及び助言と適正な就学指導や早期の就学相談の実施
- ・ 特別支援教育支援員の効果的な配置と活用及び特別支援教育コーディネーターネットワーク会議との連携
- ・ 市町における特別支援教育の推進の現状と課題や今後の方向性

4 幼稚園、小学校、中学校、高等学校における総合的な教育支援体制の整備（県・市町）

（1） 校園内体制の充実（県・市町）

ア 県下全公立幼稚園、小・中・高等学校は、発達障害を含む障害のある幼児児童

生徒の支援のために、校園長、教頭、特別支援教育コーディネーター担当教員、該当幼児児童生徒担任、特別支援学級及び通級指導教室担当教員、生徒指導担当教員、養護教諭、その他必要と思われる教員等からなる校園内委員会を設置する。

イ 校園内委員会においては、特別な支援が必要な幼児児童生徒の実態把握を行い、ひょうご学習障害相談室に支援を求めるかどうかを検討するとともに、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への指導体制を整備し、望ましい教育的対応について具体的方策を検討する。また、幼稚園、小学校、中学校の連携や情報交換の在り方についても検討する。

ウ 特別支援教育コーディネーターは、担任等へ指導・助言、校園内委員会の企画・運営及び教育委員会担当者等との連絡調整を図るほか、必要に応じて、福祉・医療機関等の関係機関との連絡調整を行うなど、各学校園における支援体制の中心的役割を担う。

エ 幼稚園、小・中・高等学校においては、発達障害等を含む障害のある幼児児童生徒については、特別支援学校等の助言または援助を活用しつつ、個別の指導計画や、個別の教育支援計画を作成することなどにより、障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。

(2) 特別支援教育コーディネーターネットワーク会議の設置(市町)

ア 特別支援教育コーディネーターの情報交換、協議、研修を行うネットワーク会議の設置に努める。

イ ネットワーク会議は、各学校園の特別支援教育コーディネーター、LD等通級指導教室担当教員、市町教育委員会指導主事、特別支援学校教員、市町教育センター職員等で構成する。

ウ 中学校区等を基礎単位とするブロックごとに情報交換会、協議、研修を開催するなど、市町の実情に応じた工夫を行う。

エ 市町特別支援連携協議会と連携し、情報交換及び協議した内容について、共通理解を図る。

(3) 巡回相談の実施(県・市町)

ア 発達障害を含む障害に関する専門知識・経験を有する専門家及び近隣の特別支援学校教員、LD等通級指導教室担当教員等を巡回相談員とする。

イ 巡回相談員は、学校園へ必要に応じて巡回し、当該学校園の教員等に発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する指導内容・方法及び指導体制に関する指導・助言等を行う。また、これらの幼児児童生徒については、個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成に向けた助言も行う。

(4) ひょうご学習障害相談室及びひょうご専門家チームの活用(県・市町)

ア 学校園においては、発達障害を含む特別な支援が必要と思われる幼児児童生徒について校園内委員会で検討し、必要に応じて、ひょうご学習障害相談室の専門相談員の支援を求めるなどして、当該幼児児童生徒の関係者が参加する検討会を開催する。ひょうご学習障害相談室においては、当該学校園及び設置者である市町教育委員会からの要請に基づき、相談員を検討会や当該学校園に派遣し、支援を行う。

イ 県においては、発達障害等を含む障害に関する専門的知識を有する医者、心理、教育の専門家等で構成するひょうご学習障害相談室及びひょうご専門家チームを

設置し、実態把握に関すること、指導内容・指導実態に関すること、指導体制に関することに関しての相談を行う。

5 理解・啓発（県・市町）

県及び市町教育委員会は、発達障害のある子どもへの支援を含む障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習を積極的に進め、特別支援教育に関する理解や啓発を推進する。

6 通級指導教室の弾力的な運用（県・市町）

（１） LD等通級指導教室担当教員による通級指導及び巡回指導等の実施

ア LD等通級指導教室担当教員配置校を支援地域拠点校として、通級による指導を中心とした多様な支援を行う。

イ 支援地域内の学校園を必要に応じて巡回して支援の在り方について検討する。

ウ 市町教育委員会は、近隣の特別支援学校、ひょうご学習障害相談室等の関係機関との連携による支援体制の整備を行う。

（２） 通級指導教室の弾力的な運用

県下に設置している言語障害、自閉症に対する通級指導教室において、現行制度の中で、通級指導教室の担当教員による、通常学級に在籍し、通級による指導を受けていない発達障害を含む障害のある児童生徒への支援を行う。

7 特別支援学校におけるセンター的機能の一層の充実（県・市町）

下記の取組を含め、すべての特別支援学校において、センター的機能の一層の充実を図る。

- ・ 教育相談担当（センター的機能）を活用し、地域の特別支援教育のセンターとしての機能を充実させるための方策について検討するとともに、地域支援体制のための校内体制の整備に取り組む。
- ・ 学校長は、特別支援教育コーディネーターを指名するとともに、特別支援教育コーディネーターは、地域内の関係機関や保護者、幼稚園、小・中学校等との連絡調整を行ったり、巡回相談員として幼稚園、小・中学校等を必要に応じて巡回したりして、支援や助言を行う。
- ・ 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の的確な実態把握と適切な教育的支援を行うため、関係機関と連携した個別の教育支援計画の作成方法や活用方法等について市町特別支援連携協議会を通じて検討を行う。
- ・ 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する、乳幼児期から成人期までの一貫した地域支援の基盤となるネットワークづくりを進めるため、関係機関との連携を強化する。
- ・ 特別支援教育コーディネーター等をひょうご専門家チームの教育分野の派遣相談員として選出する。
- ・ 市町教育委員会の依頼に応じて、各市町で開催される特別支援教育コーディネーターネットワーク会議の協議に参加し、支援にあたる。

8 特別支援教育に関する研修の実施（県・市町）

(1) 「特別支援教育コーディネーター研修」の実施

特別支援教育の推進にあたり、学校園及び関係機関等との連絡調整や相談窓口、適切な支援等の中心的役割を担う特別支援教育コーディネーターを養成するため、市町教育委員会担当者等を対象に研修会を開催するなど、支援体制の整備に努める。

(2) 県立特別支援教育センターにおける研修の実施

特別支援教育に関する基本的、専門的事項について研修講座を開設し、一人ひとりの障害の状態や発達段階、特性等の把握、個々の課題を明確にした、個に応じたきめ細やかな指導と評価ができる専門性の向上を図る。

(3) 管理職・教員等の研修

ア 市町教育委員会等は、全ての教員等が、特別支援教育、なかでも発達障害に関する基本的な知識や指導の在り方等を習得できるよう、特別支援教育コーディネーター研修修了者等を活用して、市町の課題を踏まえた計画的な研修の実施に努める。また、ブロック別開催や合同研修、校内研修等の形態も含め、地域の実情に応じた柔軟かつ計画的な研修の実施に努める。

イ 特に、学校運営の責任者である校長等の管理職に対しては、特別支援教育に対する理解を深めることが重要であることから重点的に研修の充実に努める。

9 関係部局関係課との連携（県・市町）

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する、乳幼児期から成人期まで一貫した支援体制整備を総合的に図るため、県健康福祉部障害福祉局障害福祉課及び児童課等と連携する。また私立幼稚園、小・中・高等学校の支援体制整備についても県企画県民部管理局教育課等と連携を図る。

10 その他

本通知の実施に当たっては、下記の通知や資料等の内容にも十分留意し、効果的な実施に努めること。

- ・「特別支援教育の推進について」
(平成19年4月1日付け19文科初第125号文部科学省初等中等教育局長通知)
- ・「兵庫県における特別支援教育の推進について」
(平成19年4月1日付け兵庫県通知)
- ・「公立幼稚園における特別支援教育を行うための体制整備について」
(平成20年4月1日付け兵庫県通知)
- ・「県立高等学校等における特別支援教育を行うための体制整備について」
(平成20年4月1日付け兵庫県通知)
- ・「市立高等学校における特別支援教育を行うための体制整備について」
(平成20年4月1日付け兵庫県通知)
- ・「小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」
(平成16年1月文部科学省作成)
- ・「特別支援教育関係ボランティア活用事例集」(平成19年3月文部科学省作成)
- ・パンフレット「特別支援教育支援員」を活用するために
(平成19年6月文部科学省作成)

- ・「障害のある子どものための地域における相談支援体制整備ガイドライン(試案)」
(平成20年3月文部科学省・厚生労働省作成)
- ・指導の手引き「特別な支援が必要な子どもたちのために」
(平成18年3月兵庫県教育委員会発行)
- ・「個別の就学サポート計画の活用の手引き(試案)」
(平成19年3月兵庫県教育委員会作成)
- ・「個別の教育支援計画の作成手引き(試案)」
(平成19年3月兵庫県教育委員会作成)